

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	文化観光国際部	文化振興課	2018年 4月11日	平成30年度しまと若者が輝く！文化芸術による 地域ブランディング事業開催業務委託	1,250,000	佐世保市宇久町2524-2 3 UKUJAM実行委員会 会長 村上 正一	当事業は地域内外の交流を目的とするものであり、 地域において、そのような文化交流事業を実施できる 体制を創り上げることをねらいとしている。よって、 一番信頼できる相手方として、地域の実情を熟知し、 数々の文化イベントの企画運営に携わってきたノウハ ウを持ち、今後地域で中心となって活動できる者によ り構成される当実行委員会に委託することにより、地 域人材の発掘及び育成、さらには地域全体での取組拡 大につなげるものである。	第167条の2第1項 第2号
2	文化観光国際部	文化振興課	2018年 5月2日	平成30年度しまと若者が輝く！文化芸術による 地域ブランディング事業開催業務委託	2,000,000	対馬市峰町三根451 対馬しまの文化・芸術活動推 進実行委員会 代表 棧原 吉昭	本事業は地域内外の交流を目的とするものであり、 地域において、そのような文化交流事業の企画をマネ ジメントできる体制を創り上げることをねらいとして いる。地域の実情を熟知している者で構成される本実 行委員会は、今後地域で中心となって活動できる体制 づくりのために立ち上げた組織であり、本実行委員会 以外に委託できる相手方はいない。	第167条の2第1項 第2号
3	文化観光国際部	文化振興課	2018年 5月14日	平成30年度しまと若者が輝く！文化芸術による 地域ブランディング事業開催業務委託	1,500,000	南松浦郡新上五島町榎津郷4 91 上五島しまの文化芸術活動推 進実行委員会 実行委員長 入江覚生	本事業は地域内外の交流を目的とするものであり、 地域において、そのような文化交流事業の企画をマネ ジメントできる体制を創り上げることをねらいとして いる。地域の実情を熟知している者で構成される本実 行委員会は、今後地域で中心となって活動できる体制 づくりのために立ち上げた組織であり、本実行委員会 以外に委託できる相手方はいない。	第167条の2第1項 第2号
4	文化観光国際部	文化振興課	2018年 6月19日	平成30年度しまと若者が輝く！文化芸術による 地域ブランディング事業開催業務委託	3,500,000	五島市福江町1-1 五島しまの文化・芸術活動推 進事業実行委員会 実行委員長 江頭直善	本事業は地域内外の交流を目的とするものであり、 地域において、そのような文化交流事業の企画をマネ ジメントできる体制を創り上げることをねらいとして いる。地域の実情を熟知している者で構成される本実 行委員会は、今後地域で中心となって活動できる体制 づくりのために立ち上げた組織であり、本実行委員会 以外に委託できる相手方はいない。	第167条の2第1項 第2号
5	文化観光国際部	文化振興課	2018年 6月20日	長崎歴史文化博物館吸収式冷温水機修繕業務	1,620,000	福岡県糟屋郡粕屋町仲原26 48 荏原冷熱システム(株)九州支店 支店長 好村 圭太	本業務は、長崎歴史文化博物館空調の吸収式冷温水機 の高温熱交換器部分にひびが入ったことに伴う機密不 良により冷凍能力が低下したため修繕を行うものであ る。当機器は、同社の製品であり、開館時に同社が設 置したものである。当機器は、他社が部品の取替や改 造を行った場合、メーカーがその後の機器に対する保 証をできず、不具合が生じた場合に館の運営に重大な 支障をきたすため、本業務を実施できるのは同社に限 られる。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：文化観光国際部

2019年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	文化観光国際部	文化振興課	2018年 7月2日	ユネスコ「世界の記憶」登録記念特集展示「朝鮮通信使～誠信の交わり～」(仮称)開催業務委託	3,336,000	東京都港区台場2-3-4 株式会社乃村工藝社 代表取締役社長 榎本 修次	本業務は、ユネスコ「世界の記憶」に登録された「朝鮮通信使」について、登録対象資料をはじめとする県内外の貴重な資料を用いる特集展示を通じて、その価値を県内外に広く周知するとともに、理解を深めることを目的とする。 長崎歴史文化博物館では、常設展示により「朝鮮通信使」に関する基本的な知識を学ぶことができ、この常設展示室の一画で特集展示を行うことにより、観覧者の理解を効果的に深めることができる。 このことから、同博物館で展示を行うこととし、その業務委託の相手方は同館の指定管理者である(株)乃村工藝社に限られる。	第167条の2第1項 第2号
7	文化観光国際部	文化振興課	2018年 7月4日	長崎歴史文化博物館奉行所展示室展示業務	10,584,000	東京都港区台場2-3-4 株式会社乃村工藝社 代表取締役社長 榎本 修次	再度入札に付して落札者がいなかったため。	第167条の2第1項 第8号
8	文化観光国際部	文化振興課	2018年 7月18日	第63回長崎県美術展覧会移動展開催業務委託	1,975,160	長崎市出島町2番1号 長崎県美術展覧会実行委員会 委員長 江副 功	本業務は、美術鑑賞の機会が少ない離島半島等の住民を対象に、長崎県美術展覧会に応募のあった作品の中から、入賞等の優れた作品を移動展示するものである。作品の選定・展示方法などの企画段階から終了後の作品の返却までの一連の業務の着実な遂行を信頼して任せられるのは、長崎県美術展覧会の企画運営、審査に携わってきた当実行委員会に限られる。 また、当実行委員会は出品者から作品の保管・管理について、一任されており、責任を有しているため、移動展を当実行委員会以外で行うことはできない。	第167条の2第1項 第2号
9	文化観光国際部	文化振興課	2018年 9月10日	アルカスSASEBO大ホールワイヤレスインターカム装置更新業務	14,580,000	福岡県福岡市中央区長浜1-1-1KBCビル9F ヒビノアークス株式会社 九州営業所 所長 津島 薫	今回の修繕業務は、大ホールの通信設備の一部であるワイヤレスインターカム装置の入れ替えを行うものであるが、既設の有線インターカムとの互換性を確保するために機器同士の調整をおこなう必要がある。既設機器の独自機構を熟知していないとその調整をおこなうことができないことから、施工できる業者は既設機器の設置業者に限られる。	第167条の2第1項 第2号
10	文化観光国際部	文化振興課	2018年 9月12日	アルカスSASEBO中ホールメインスピーカー更新業務	12,960,000	福岡県福岡市中央区長浜1-1-1KBCビル9F ヒビノアークス株式会社 九州営業所 所長 津島 薫	今回の修繕業務は、中ホールの音響設備の一部であるメインスピーカーの入れ替えを行うものである。既設音響調整卓との互換性を担保できるJBL製スピーカーを輸入できるのは日本での総代理店である設置業者に限られるため、施工可能な業者は既存設備の設置業者に限定される。	第167条の2第1項 第2号
11	文化観光国際部	文化振興課	2018年 9月18日	アルカスSASEBOエレベーター・エスカレーターオーバーホール業務	2,160,000	福岡県福岡市博多区住吉1丁目2番25号 三菱電機ビルテクノサービス株式会社 九州支社 取締役支社長 宇和川 慎一	今回の修繕業務は、6基のエレベーターと2基のエスカレーターの機能維持を目的とした基本部品の交換が主で、既存部分と取替部分の部品の互換性が必要となるが、同一メーカー以外互換性がない(メーカーが異なると規格・サイズが合わない)。またメーカーからの部品供給も既存設備の設置業者にしかおこなわれていない為、施工可能な業者は既存設備の設置業者に限定される。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
12	文化観光国際部	文化振興課	2018年 9月19日	長崎県美術館吸収冷温水機吸収液ポンプ等交換 修繕業務	1,105,920	福岡県福岡市博多区博多駅南 4-6-23 パナソニック産機システムズ 株式会社九州支店 支店長 寺岡 誠之	吸収冷温水機は、水が蒸発するときに気化熱を奪う 原理を利用して空調を行う方式の熱源機で、主にビル などの大型の建物に用いられるものである。 今回の修繕業務は、吸収冷温水機の機能維持を目的 としており、吸収器から再生器に吸収液を圧送する吸 収液ポンプやその周辺部品の交換を行うものであるが 、製造会社は部品の供給や部品仕様の公開を外部行っ ていないため、実施可能な業者は既存設備の製造会社 に限定される。	第167条の2第1項 第2号
13	文化観光国際部	文化振興課	2018年 9月21日	長崎歴史文化博物館交流電源装置蓄電池交換等 修繕業務	12,960,000	福岡県福岡市博多区上牟田1 -17-1 三菱電機プラントエンジニア リング株式会社 執行役員九州本部長 澁田 高継	本業務は、長崎歴史文化博物館の交流電源装置蓄電池 (無停電電源装置)の蓄電池及び基盤等周辺部品の交 換修繕を行うものである。当機器は、三菱電機製の無 停電電源装置であり、開館時に同社が設置したもので ある。三菱電機の重電関係プラント・機器のメンテナ ンスサービス及びエンジニアリングを行う当社以外の 他社が部品の取替や改造を行えないため、本業務を実 施できるのは同社に限られる。	第167条の2第1項 第2号
14	文化観光国際部	文化振興課	2018年 9月25日	アルカスSASEBO大ホール舞台照明設備調光操 作卓更新業務	55,080,000	福岡県福岡市中央区長浜2丁 目4番1号 東芝エルティールエンジニア リング株式会社九州営業所 営業所長 札元 茂	今回の修繕業務は、大ホール照明設備の機能維持を目的 としており、調光操作卓周辺機器の入れ替えを行う ものであるが、既存部分(主幹調光器盤等)と取替部 分の互換性は同一メーカー以外ない。またメーカーか らの外部への部品供給もおこなわれていない為、施工 可能な業者は既存設備の製造業者に限定される。	特例を定める政令 第11条第1項第2 号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
15	文化観光国際部	世界遺産登録推進課	2018年 4月2日	「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」 若年層向け認知度向上・興味喚起事業業務委託	2,970,000	長崎市栄町5番5号 株式会社エフエム長崎 代表取締役社長 栗原 雅和	将来にわたって構成資産を守っていく役割を担う若年層(20代以下)をメインターゲットとした情報発信を行う。若年層はSNSを通じて情報を取得したり、情報の発信者が有名人か、情報の内容が面白いかによってSNSで情報を拡散するかどうかを決めるなどの特性を有しており、世界遺産登録による各種メディアの露出だけでは情報が届きにくい層となっている。本事業は、その若年層をメインターゲットとして、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の認知度向上・興味喚起を促進するためのものであり、登録前後の数ヶ月にわたりPRが可能で、かつ登録の翌月という注目度が高いタイミングで若年層向けに実施されるイベントは、「スカイジャンボリー2018」しかない。 スカイジャンボリーは、昨年、県内外から1万人が参加し、平均年齢が31歳で、10組の著名なアーティストが出演するなど、県内外の若年層をメインターゲットとした県内唯一のイベントである。さらに、2018年は20周年を迎え、注目度も高い。そこで、ラジオ番組の制作・放映やタイアップ広報展開、前夜祭でのPR映像の放映、イベント当日における掲示物の制作・設置などを行い、若年層へ向けて情報を発信する。 以上により、「スカイジャンボリー2018」とタイアップすることとし、その主催者である株式会社エフエム長崎と契約するものである。	第167条の2第1項 第2号
16	文化観光国際部	世界遺産登録推進課	2018年 4月2日	世界遺産登録推進に係る広告物掲出契約	1,728,000	大村市箕島町593番地 長崎空港ビルディング株式会社 代表取締役社長 中村 昭彦	世界遺産登録推進に向け、県内のみならず、首都圏等県外での啓発・情報発信について、さらに積極的な展開を行っているなか、毎日首都圏を含む幅広い地域からも多数の利用がある長崎空港ビル掲示板等への広告を掲示することは県内外に対して高いPR効果が見込まれる。 このため、空港内広告物について、空港を管理運営する唯一の団体である長崎空港ビルディング株式会社と契約するものである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
17	文化観光国際部	世界遺産登録推進課	2018年 4月2日	「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」 世界遺産登録推進に係る展示物掲出契約	2,442,636	長崎市出島町1-1-205 長崎と天草地方の潜伏キリシ タン関連遺産インフォメーシ ョンセン 会長 福地 茂雄	本契約は、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の平成30年世界遺産登録を目指し、県民及び来県者向けに、登録推進の啓発及び価値発信の広報を強化する目的で実施するものである。 契約内容は、効果的な情報発信スペースへの展示物掲出(展示物等の維持管理を含む)であり、契約相手方が「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産インフォメーションセンター」に限られる理由は以下のとおりである。 ・場所：世界遺産センター基本構想における候補地の条件に準じる場所であること。 ・組織：「世界遺産保存活用協議会」の構成員として、所有者及び行政と密接に連携している組織であること。 ・効果：「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産インフォメーションセンター」は同じフロアに隣接し、本業務と連携することで効果的・効率的な実施及び来訪者等に対するワンストップサービスが可能となること。	第167条の2第1項 第2号
18	文化観光国際部	世界遺産登録推進課	2018年 6月15日	広告掲載契約書	2,700,000	長崎市茂里町3-1 株式会社 長崎新聞社 代表取締役社長 才木 邦夫	本年6月24日から7月4日に開催される「第42回世界遺産委員会」において、本県の「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録が決定する見通しである。 世界遺産誕生という歴史的な出来事を多くの県民の皆さんと共有し、遺産への理解を深めていただくことが、一つ一つの資産を守り後世に継承していくという愛着に繋がるものと考えており、この登録決定を機に、改めて全ての構成資産を紹介するため、新聞広報を行うこととしている。 一人でも多くの県民の皆さんに対し、本遺産の価値を正しく発信するという当該業務の成果を最大限発揮するためには、特別な出来事の実施されるラッピング広告を活用することが最も効果的である。 長崎新聞は県内最大の部数(約19万部、占有率約50パーセント)を発行する県下全域をカバーしている唯一の本県地方紙であり、これまで本遺産の特集を連載するなど、取材を通じ構成資産がある地元との繋がりが深く、情報量も豊富で、特集記事とあわせた効果的なラッピング広告の手法を有しているため、長崎新聞に広告掲載するものである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	文化観光国際部	観光振興課	2018年 9月3日	ビッグデータ活用観光客動向分析等実証事業業務委託	2,268,000	長崎市文教町1-14 国立大学法人長崎大学 学長 河野 茂	長崎大学は、平成28年度からWi-Fiアクセスポイントのログ等によるパーソナリティデータ(観光客の周遊軌跡)分析に関する共同研究(国立情報学研究所、大手通信事業者。本県を実証フィールド)をベースに、県も積極的にプロジェクトに参画しているCOC+事業の一環として、観光に関するビッグデータ基盤システムの研究・開発を行っている。 県では、このシステムの活用を前提に、既存の調査等では十分に把握することができない観光客の滞在・周遊状況や流出入経路等の推計・分析結果の可視化データの公開に向けて、平成28年度、29年度に同大学に業務委託を行ってきた。 今年度の業務は、その推計・分析結果を県内観光産業関係者に活用してもらつため、推計数値の妥当性を検証するとともに、推計・分析結果をさらに分かりやすく可視化したうえで公開し、かつ、公開データをタイムリーに更新していくようにシステムを改善するものであり、そのためのデータ及びシステムを保有しているのは長崎大学のほかにないため、長崎大学に委託するものである。	第167条の2第1項 第2号
20	文化観光国際部	観光振興課	2018年 10月26日	長崎県DMO専門人材育成塾運営業務	5,724,000	東京都千代田区丸の内1-9 -2グラントウキョウサウス タワー 株式会社リクルートライフ スタイル 代表取締役社長 浅野 健	本事業は、DMOについての知識に加え、観光に関するマーケティングの手法、さらには人材育成まで含む広範なものであり、仕様書の策定及び予定価格の提示にあたっては高度な専門的知見が要求される。そのため、複数の民間事業者から企画提案を募り、その中から最も優れたものを選定することで、事業効果の最大化を図る必要がある。 なお、契約の相手方の特定にあたっては、企画内容だけでなく価格面にも配慮した公募型プロポーザル方式を採用し、品質とコストの最適化を実現する。	第167条の2第1項 第2号
21	文化観光国際部	物産ブランド推進課	2018年 4月2日	平成30年度「売り込もう県産品拠点づくり事業」	4,500,000	長崎県長崎市大黒町3番1号 一般社団法人 長崎県物産振 興協会 会長 黒田隆雄	本事業は、特産品新作展入賞商品を中心とした県産品を広く宣伝紹介するとともに販路開拓を図るもので、県内外の百貨店で開催している物産展における事業展開が効果的である。 県内外の百貨店等で物産展等を数多く実施し、販路開拓のノウハウを有している団体等は(一社)長崎県物産振興協会に限られる。	第167条の2第1項 第2号
22	文化観光国際部	物産ブランド推進課	2018年 5月7日	平成30年度長崎県産品輸出戦略強化事業業務委託	6,966,000	長崎市大黒町3番1号 株式会社長崎県貿易公社 代表取締役専務 清田 俊二	当該業務は本県が国際交流等に戦略的に取り組む国(主に東南アジア)において、現地バイヤー招聘、商談会や県産品フェア等の開催により、県産品の新規販路開拓を推進するものである。本業務の効果的な実施のためには、海外商社等との人脈を有し、県産品や通関・検疫に関する豊富な知識、フェア運営などの経験を含ませ持つ必要があり、契約の相手方は(株)長崎県貿易公社に限られる。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：文化観光国際部

2019年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
23	文化観光国際部	物産ブランド推進課	2018年 5月25日	長崎県産品愛用テレビスポット放送	1,198,800	長崎市金屋町1番7号 株式会社テレビ長崎 代表取締役社長 宮前 周司	県産品愛用推進のためには、多くの県民に広く県産品愛用の普及・啓発を行うことが必要である。 本業務は、県産品愛用月間やお中元・お歳暮の時期に、県産品愛用啓発等呼びかけるテレビスポット放送を行うものであり、幅広い周知・PRのためには県内民間テレビ局4社全てにおいて放送し、県民が目にする機会を増やすことが有効であるため、各社との1者随意契約を行う。	第167条の2第1項 第2号
24	文化観光国際部	物産ブランド推進課	2018年 5月25日	長崎県産品愛用テレビスポット放送	1,166,400	長崎市茂里町3番2号 長崎文化放送株式会社 代表取締役社長 壺岐 正	県産品愛用推進のためには、多くの県民に広く県産品愛用の普及・啓発を行うことが必要である。 本業務は、県産品愛用月間やお中元・お歳暮の時期に、県産品愛用啓発等呼びかけるテレビスポット放送を行うものであり、幅広い周知・PRのためには県内民間テレビ局4社全てにおいて放送し、県民が目にする機会を増やすことが有効であるため、各社との1者随意契約を行う。	第167条の2第1項 第2号
25	文化観光国際部	物産ブランド推進課	2018年 5月25日	長崎県産品愛用テレビスポット放送	1,205,280	長崎市出島町11番1号 株式会社長崎国際テレビ 代表取締役社長 位寄 雅雄	県産品愛用推進のためには、多くの県民に広く県産品愛用の普及・啓発を行うことが必要である。 本業務は、県産品愛用月間やお中元・お歳暮の時期に、県産品愛用啓発等呼びかけるテレビスポット放送を行うものであり、幅広い周知・PRのためには県内民間テレビ局4社全てにおいて放送し、県民が目にする機会を増やすことが有効であるため、各社との1者随意契約を行う。	第167条の2第1項 第2号
26	文化観光国際部	物産ブランド推進課	2018年 5月25日	長崎県産品愛用テレビスポット放送	1,195,560	長崎市上町1番35号 長崎放送株式会社 代表取締役社長 東 晋	県産品愛用推進のためには、多くの県民に広く県産品愛用の普及・啓発を行うことが必要である。 本業務は、県産品愛用月間やお中元・お歳暮の時期に、県産品愛用啓発等呼びかけるテレビスポット放送を行うものであり、幅広い周知・PRのためには県内民間テレビ局4社全てにおいて放送し、県民が目にする機会を増やすことが有効であるため、各社との1者随意契約を行う。	第167条の2第1項 第2号
27	文化観光国際部	物産ブランド推進課	2018年 7月16日	フードストアソリューションズフェア2018への 長崎県ブース出展	1,500,000	大阪府大阪市北区西天満5- 2-18 株式会社日本食糧新聞社関西 支社 代表取締役副社長関西支社長 大居政光	島外商談会の主催者である株式会社日本食糧新聞社において出展ブースの確保、電気工事、装飾を行うことで県の意向を反映した出展ブースの配置、工事、装飾を一体的かつ効率的に遂行することが可能であるため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
28	文化観光国際部	物産ブランド推進課	2018年 9月21日	食べてみんなね！来てみんなね！長崎キャンペーン 実施業務	9,147,600	大阪府大阪市北区芝田一丁目 16番1号 阪急電鉄株式会社 代表取締役社長 杉山健博	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務は、九州新幹線西九州ルート開業を見据え、より早い時期から本県産品のブランド化、販路拡大等を推進することを目的に、大手交通事業者との連携により、交通広告や系列レストラン街でのグルメフェア、物産フェア等、長崎県の総合プロモーションの経費の一部を相手方も負担する共同事業として展開するものである。 ・積極的に長崎フェアを実施している阪急オアシス（県パートナーシップ連携企業）を擁し、これらの取組みと本キャンペーンを連動させ、関西圏域で広い路線網を有するとともに、上記長崎フェア実施店舗の展開地域と大部分が重複しており、グループの交通広告媒体を活用することで効率的なPRの展開ができる企業は阪急阪神ホールディングスしかなく、契約相手方は、阪急阪神ホールディングスのグループ会社として、自治体タイアップ関連業務を担う唯一の事業者である阪急電鉄株式会社に限られる。 	第167条の2第1項 第2号
29	文化観光国際部	物産ブランド推進課	2018年 11月22日	「長崎県物産・観光プロモーション」実施業務 委託	3,790,800	大阪府大阪市北区堂島1丁目 6番20号堂島アバンザ8階 株式会社J Rコミュニケーションズ 代表取締役社長 山本章義	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、九州新幹線西九州ルート開業を見据え、より早い時期から西日本最大の鉄道利用者を誇るJR大阪駅構内及び関西主要駅において、物産・観光プロモーションの経費一部を相手方も負担する共同事業として展開するとともに、大阪・京都・神戸エリアにおける交通広告を活用した情報発信を行うものである。 関西からの本県来訪者の約半分を占める鉄道利用者に加え、関西以西に幅広くPRを行うことは効果的であり、それができる鉄道送客を担う企業は、関西以西に広い路線網を有し、新幹線を運行するJR西日本しかなく、契約相手方はJR西日本のグループ会社として、鉄道や駅構内の広告事業を担う唯一の事業者である㈱JR西日本コミュニケーションズに限られる。 	第167条の2第1項 第2号
30	文化観光国際部	物産ブランド推進課	2019年 1月29日	香港における長崎フェア開催業務	2,075,760	Rm 1708-1711, 17/F,Topsail Plaza,11 On S um Street,Sha tin,Kowloon KITI Company Limited General Manag er JUN CHUA N .W.	<ul style="list-style-type: none"> 香港における本県と県産品の認知度向上と販路拡大を図るため、長崎フェアを開催することとしており、高所得者層が多く居住する地区に立地し、日本食品を取り扱う小売店の中で香港最大の売場面積があるイオンスタイルコーンヒル店で開催することで当該業務の効果が最大限発揮されることが見込まれる。 本契約の相手方は、開催会場であるイオンスタイルコーンヒル店から会場設営、装飾、PR要員の手配・管理等の業務を委任された指定の協力業者であり、長崎県産品を一括して取り扱うことができる唯一の業者であるKITI Company Limitedに限られる。 	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
31	文化観光国際部	物産ブランド推進課	2019年 2月14日	グルメ・旅行サイトを活用した長崎県産品によるグルメ満足度向上プロモーション業務	2,700,000	東京都渋谷区恵比寿南3-5-7 デジタルゲートビル 株式会社カカコム 代表取締役 畑 彰之介	本業務は、県民及び観光客に長崎県産の美味しい食が味わえる店を厳選して紹介することでグルメ満足度の向上を図るために、全国展開している既存グルメ・観光サイトを活用しプロモーションを行う内容であり、サイト閲覧者を惹きつけ満足度を高める創意工夫や魅力あるサイト作りが求められる。発信等の内容及びその手法については、仕様の策定から事業遂行まで高度な専門的知見が要求される。そのため、複数の民間事業者から企画提案を募り、その中から最も優れたものを選定することで、事業効果の最大化を図る必要がある。 なお、品質とコストの最適化を図るため、企画内容だけでなく価格面にも配慮した公募型プロポーザル方式を採用した。 以上の理由により、公募型プロポーザル方式により、最も優れた提案を行った者を契約候補者として選定した。 よって、契約の相手方が最も優れた提案を行った者に特定されることから、1者見積による随意契約とする。	第167条の2第1項 第2号
32	文化観光国際部	物産ブランド推進課	2019年 2月15日	韓国における長崎フェア開催業務	2,196,000	大韓民国ソウル特別市江東区 九川面路47ギル57 株式会社ヘッサルドリーム 代表理事 カン ヨンスク	韓国における本県と県産品の認知度向上と販路拡大を図るため、現代百貨店板橋店で長崎フェアを開催することとしている。 会場設営、PR要員の手配・管理等の業務を委託するにあたり、契約の相手方は、開催会場である現代百貨店板橋店から委任された指定の協力業者である㈱ヘッサルドリームに限られる。	第167条の2第1項 第2号
33	文化観光国際部	国際課	2018年 4月2日	平成30年長崎県韓国政策アドバイザー業務委託	6,868,824	大村市木場1丁目123-24 大和T&C株式会社 代表取締役 井手 研志	本業務は、本県の韓国戦略を効率的かつ効果的に推進するため、韓国の事情および本県事情に精通した者にアドバイスを求めることを目的としている。そのためには、 韓国語が堪能であること 韓国現地の事情・政策等に精通していること 本県の事情に精通していること 韓国に活動拠点を有すること を満たす必要がある。 大和T&C株式会社は本県の観光・交通関係の業務を行っており、大村営業所長である黄日輝氏は元長崎県ソウル事務所の職員として本県の業務に携わった経験がある。 大和T&C株式会社は、～の条件を満たしており適任であることから、当該法人を選定した。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
34	文化観光国際部	国際課	2018年 4月2日	平成30年長崎県釜山アドバイザー業務委託	1,595,000	釜山広域市釜山鎮区伽耶公園 路38番道87 社団法人 釜山国際親善協会 理事長 曹 大煥	本業務は、本県の韓国戦略を効率的かつ効果的に推進するため、釜山をはじめ韓国南部の事情および本県事情に精通した者にアドバイスを求めることを目的としている。そのためには、 韓国語が堪能であること 韓国現地（特に釜山）の事情・政策等に精通していること 本県の事情に精通していること 韓国に活動拠点を有すること を満たす必要がある。 社団法人 釜山国際親善協会は、九州北部でのC I Rの経験や本県と韓国の交流事業に携わった経験のある職員を有し、～の条件を満たしており適任であることから、当該法人を選定した。	第167条の2第1項 第2号
35	文化観光国際部	国際課	2018年 7月5日	平成30年度留学生ながさき文化体験プログラム実施業務委託	1,115,000	長崎市文教町1番14号 国立大学法人長崎大学 学長 河野 茂	本事業は、長崎県内の大学等（短大、高等専門学校を含む）に留学している外国人留学生を対象に長崎の食や芸能の文化体験プログラムを実施することにより、本県への留学生受入拡大を図ろうとするものである。 本事業の効果を最大限に発揮するためには、行政と県内大学等が連携しながら取り組むことが必要である。 よって、県内大学等や行政で構成され、県内一体となった留学生の募集活動や生活支援等の業務を行っている県内唯一の組織である「長崎留学生支援センター（事務局：長崎大学内）」へ委託することが効率的である。	第167条の2第1項 第2号
36	文化観光国際部	国際課	2019年 3月8日	外務省飯倉公館活用対外発信事業実施業務	4,320,000	東京都千代田区三番町2 株式会社コンベンションリン テージ 代表取締役 平位 博昭	本事業は、外務省と長崎県が共催で実施する事業である。外務省は、当該事業の企画・準備・実施運営等の業務を（株）コンベンションリンテージに委託しており、本県独自での実施内容（外務省事業に含まれないもの）についても、外務省業務との一体的な調整・実施が必要のため、契約相手が同社に限られるため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。